

京都府新卒者福祉職チャレンジ事業  
きょうと若者福祉就職プログラム実施要領

1 目的

大学、短期大学及び就職支援機関等との連携により、就職活動中の若者に対し、採用計画がある京都府内の介護・福祉事業所への就職と定着を支援するプログラム（以下「本プログラム」という。）を提供し、介護・福祉事業所の人材確保、人材定着を支援する。

2 実施主体

京都府

3 事業の委託

京都府は、株式会社パーソナソーシング（以下「派遣会社」という。）及び株式会社パソナ（以下「就職支援会社」という。）に委託して、本事業を実施する。

4 対象となる事業所等

プログラムの対象となる事業所は、京都府内に所在する次に掲げる事業所であって、若者を派遣労働者として受入れ、派遣期間終了後、派遣職員を正規職員として直接雇用する意思のある事業所（以下「事業所」という。）とする。

- ①介護保険法に基づく指定介護サービス事業者・施設
- ②障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者・施設
- ③京都府障害者共同作業所設置運営要綱の要件を備えた障害者共同作業所
- ④その他直接処遇職員の配置が必要とされている社会福祉施設

5 対象となる求職者

プログラムの対象となる求職者は、介護・福祉の仕事に関心のある平成25年3月卒業予定者及び卒後5年目程度までの求職者（以下「求職者」という。）であって、労働の意思・能力を有し、求職活動を行っている者をいう。ただし、公共職業安定所への求職申込みの有無は問わない。

6 募集する求職者

20人程度とする。

7 派遣会社による求職者の雇用条件等

- (1) 求職者の雇用期間は、平成25年3月27日から7月末日までの4ヶ月間とする。
- (2) 求職者の給与は月払いとし、1時間当たりの支給額は、1,000円とする。  
ただし、当初2ヶ月間の事前研修中については、1時間当たりの支給額は、850円とする。
- (3) 通勤手当については、1ヶ月当たり10,000円を上限として支給する。
- (4) 派遣会社は、求職者の雇用に当たっては、社会保険、雇用保険等への加入を行う。
- (5) 求職者の1ヶ月当たりの勤務日(標準21日/1ヶ月当たり)は、派遣先の事業所等の勤務体

制に合わせて決定する。

- (6) 求職者の1日の勤務時間・休憩時間は、原則として、派遣先事業所等の日勤の勤務時間（原則8時間）に合わせて決定する。
- (7) 求職者の夜勤については、配属当初1ヶ月は不可とし、2ヶ月目については、求職者と派遣先事業所との協議により週1回程度を上限に可能とする。
- (8) 求職者が事業所において従事する業務は、原則として当該事業所における直接処遇業務とする。

## 8 求職者の募集、選考及び登録

- (1) 派遣会社及び就職支援会社は、求職者の募集に当たっては、大学、短期大学、ハローワーク、京都ジョブパーク及び京都府福祉人材・研修センター等と連携し実施するとともに、別途、府北部地域の特性に応じた募集を行うものとする。
- (2) 派遣会社は、事業所職員として相応しい者を選考し、一般労働者派遣（登録型派遣）による登録者として登録する。
- (3) 派遣会社は、登録した求職者との間で雇用契約を締結し、2ヶ月間の事前研修終了後、求職者を派遣職員として派遣先事業所へ派遣する。

## 9 事業所の募集

本事業により、求職者の採用を希望する事業所は、「きょうと若者福祉就職プログラムプログラム参加申込書」（別紙様式1）及び「求人票」（別紙様式2）を平成25年3月18日(月)までに派遣会社あて提出するものとする。

## 10 事業所への派遣に係る手続等

- (1) 派遣会社は、マッチング交流会及び職場体験を経て、求職者の意向を確認する。
- (2) 派遣会社は、事業所が行う書類選考、面接及び職場体験等により、事業所の意向を確認する。
- (3) 事業所と求職者の双方の合意を得られた場合には、派遣会社は派遣を決定し、事業所に通知する。
- (4) 派遣会社は、派遣が決定した場合において、派遣先事業所との間で労働者派遣契約を締結し、若者を派遣職員として派遣先事業所へ派遣する。
- (5) 労働者派遣契約に伴う派遣料金については府が負担するものとし、派遣会社は、派遣先事業所から派遣料金の支払いは求めないものとする（休業手当・解雇予告手当を除く）。
- (6) 事業所は求職者の派遣期間終了前に、必要であれば選考等を行い、平成25年8月より、事業所の正規職員として直接雇用を行う。直接雇用にあたり、事業所は「採用通知書」（別紙様式3）を記載の上、直接雇用者に通知する。

## 11 求職者に対する研修等

- (1) 就職支援会社は、求職者に対し、以下の研修等を実施する。
  - ア 派遣前（2ヶ月）  
福祉人材スタートアップ研修（社会人スキル向上、福祉理解、介護職員初任者研修）
  - イ 派遣就業中（2日程度）  
スキルアップ研修（振り返り、目標設定、モチベーションアップ）
- (2) 派遣先事業所は、本事業の目的を踏まえ、若者の上記（1）イの研修への参加について配慮すること。

(3) 求職者と派遣先事業所との協議により、勤務時間外における職場研修等への求職者の参加について、週2時間程度を上限に可能とする。

## 12 事業所に対する支援

就職支援会社は、事業所に対して、以下の支援を実施する。なお、事業所は、派遣就業中プログラム等必要な資料等を作成するものとする。

- (1) 採用・選考研修（1日）
- (2) 派遣就業中プログラム作成研修（1日）
- (3) マッチング交流会（1日）
- (4) 派遣期間中の支援（月に1回程度の訪問等）
- (5) 直接雇用後6ヶ月間の支援（月に1回程度の訪問等）

<作成資料等>

派遣就業中プログラム、事業所PRシート等

## 13 その他

派遣会社及び派遣先事業所は、労働者派遣法その他の関係法令を遵守するものとする。

附 則

この要領は、平成25年2月12日から施行する。